

岩手県教育委員会告示第3号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第31条第1項の規定に基づき、次のとおり岩手県指定無形民俗文化財の保持団体を認定する。

平成30年4月13日

岩手県教育委員会

教育長 高橋 嘉行

保持団体	保持する無形民俗文化財
花巻市・早池峰岳流浮田神楽保存会	早池峰岳流 浮田神楽